令 和 0 6 年 度　　第 4 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 7 年 0 3 月 0 4 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 0 0 分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　1 名
内　容			

[業務説明]

協議会からの意見要望に対する取組結果について
1　所沢街道の商業施設が点在する区間に横断歩道を設置してほしい。
【取組】本部主管課を交えて検討・現場実査を行った結果を説明
2　夜間のパトロールを強化してほしい。
【取組】
ア　パトカーによる夜間パトロールの実施
イ　管内施設への立ち寄り警戒
3　飲食店だけでなく、酒類販売店にも飲酒運転防止の協力を依頼してほしい。
【取組】酒類販売店に対して飲酒運転撲滅キャンペーンへの協力を依頼
4「ながらスマホ」をしている自転車の取締りをしてほしい。
【取組】
ア　道路交通法の改正内容について
イ　交通反則通告制度の適用について
ウ　自転車指導警告カードを活用した指導警告
5　特殊詐欺事件や強盗事件の対策をより一層強化してほしい。
【取組】
ア　新聞折り込みチラシによる被害防止広報
イ　交番のマイク広報を活用した注意喚起
ウ　アポ電のあった世帯周辺の夜間警戒
6　秘匿性の高いアプリに対応するための警察の取組を教えてほしい。
【取組】
ア　秘匿性の高いアプリの概要
イ　捜査支援分析センターにおける取組を紹介

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
春の全国交通安全運動における東村山署の取組
（1）改正道路交通法の周知徹底
ア　自転車利用者に対する周知と交通安全指導
イ　次世代電動モビリティに関する説明
（2）交通事故防止広報活動の推進
ア　自転車利用者にヘルメットの着用を呼びかけ
イ　二輪車の交通事故防止対策について
（3）歩行者に対する交通事故防止対策
ア　通勤、通学時間帯における横断歩行者保護誘導活動
イ「横断ＳＡＦＥＴＹ　ＡＣＴＩＯＮ」キャンペーンの実施
（4）悪質違反者の取締り強化
ア　悪質な違反者に対する確実な指導取締り
イ「見せる街頭配置」による交通違反をさせない環境の醸成
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）自転車が絡む人身事故が多いと説明があったが、他にどのような傾向があるか。
【回答】物件事故については、特に顕著な傾向は見受けられない。
（2）モペット等が適法な車両と分かるポイントがあれば教えてほしい。
（3）自転車とバイクに対する交通事故防止対策について説明してほしい。
（4）大人に対して自転車用ヘルメットの着用を呼び掛けてほしい。
（5）小学校の周辺で登下校時に交通安全対策をしてほしい。
（6）「横断ＳＡＦＥＴＹ　ＡＣＴＩＯＮ」の対象年代や啓発方法を教えてほしい。
（7）所沢街道を乱横断する者がいるので注意してほしい。
（8）新秋津駅と秋津駅間の経路に歩車道の区別がなく危険である。

[その他の意見要望等]

パトカーによる夜間パトロールを今後も継続してほしい

その他	令和７年度第１回会議は６月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 3 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 1 2 月 1 2 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 3 0 分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　1 名
内　容			

[業務説明]

1　強盗事案に関する各種対策
（1）強盗対処訓練
　　清瀬郵便局と協働して訓練を実施
（2）祭礼での広報啓発
　　東村山・久米川盆踊り大会で住民の注意を喚起し、警察相談ダイヤルを周知
2　効果的な交通安全教育の推進
（1）体験型キャンペーンの実施
　ア　自動アシストブレーキ搭載車の乗車体験
　イ　運転席からの死角確認体験
（2）秋の全国交通安全運動における取組
　　交通安全講話、交通安全教室の実施
3　特殊詐欺対策等
（1）特殊詐欺対策強化月間における取組
　　駅・商業施設における特殊詐欺被害防止キャンペーン
（2）関係機関との協働した広報啓発
　　東村山市役所や警察署懇話会とともに特殊詐欺防止ポスターを作成・掲示
（3）闇バイトに関する取組
　ア　闇バイトに加担して自首した少年の取扱い
　イ　警視庁及び警察庁が実施する広報啓発活動
4　駐在所に関する取組
（1）駐在所勤務員研修会
　　９月から１０月にかけて勤務員の配偶者を交えて実施
（2）駐在所勤務員の表彰
　　中里駐在所の町田警部補が第１７回地域安全功労賞を授賞
5　関係機関と協働した訓練
（1）合同防災訓練
　　東村山パートナーシップとの協働
（2）無差別殺傷事案対処訓練
　　西武鉄道西武園駅員との協働

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
　　年末年始特別警戒における取組
（1）「見せる警戒」の実施
　ア　車両の赤色灯を常時点灯して走行
　イ　強盗対策について車両・交番での広報
（2）重大交通事故防止対策
　ア　年末年始の街頭配置強化
　イ　各種キャンペーンによる広報啓発
　ウ　管内飲食店に対する働き掛け
（3）特殊詐欺特別対策
　ア　管内の金融機関・無人ＡＴＭ対策
　イ　特殊詐欺被害防止キャンペーン
（4）盛り場対策
　ア　協力団体と協働した合同防犯パトロール
　イ　管内風俗店等への一斉立入り
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）「見せる警戒」について
　ア　赤色灯を活用した夜間のパトロールを強化してほしい。
　イ　以前よりも巡回するパトカーを頻繁に見掛けるようになり、感謝している。

（２）交通事故防止について
ア　飲食店だけでなく、酒類販売店等への働き掛けも行ってほしい。
イ　自転車の飲酒運転に加えて、ながらスマホの取締りも強化してほしい。
（３）特殊詐欺対策について
ア　昨年の特殊詐欺発生件数、抑止目標の決定方法を教えてほしい。
【回答】昨年の発生は８２件で、目標は署情等を勘案して決定される。
イ　広報啓発の具体的な内容を教えてほしい。
【回答】手口の詳細、国際電話の利用停止等について紹介、案内する。
ウ　特殊詐欺にあわせて強盗防止の対策も、より一層強化してほしい。

[その他の意見要望等]

闇バイトの問題について
１　警察から秘匿アプリ等を提供している企業に対する働き掛けはできないか。
２　警察の具体的な取組について教えてほしい。

その他	令和６年度第４回会議は令和７年３月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 2 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 8 月 0 1 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 0 0 分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

前回会議及び事前アンケートでの質問に対する回答
1　飲酒運転の年間取締り件数
過去３年間（令和３～５年）の都内における酒酔い・酒気帯び運転の取締り件数
2　生活道路における速度規制（道路交通法施行令改正案の要点）
（１）速度規制における法定速度と指定速度
（２）ゾーン３０について
3　特殊詐欺対策
（１）本年上半期の被害状況
ア　発生・認知件数（過去３年間との対比）
イ　手口別の件数
（２）当署管内で被害の多い手口
ア　オレオレ詐欺
イ　サポート詐欺
（３）新たな詐欺の類型
ア　ＳＮＳ型投資詐欺
イ　ＳＮＳ型ロマンス詐欺
ウ　新紙幣に便乗した詐欺
（４）被害防止対策の更新・強化
国際電話の利用休止等
4　各種事案・トラブルへの対処要領
（１）不法投棄事案
（２）公共施設利用者のルール・マナー違反

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
警察への通報と警察からの情報発信
（１）１１０番受理状況（令和５年中）
ア　１１０番の受理
（ア）都内全体の受理件数
（イ）方面区内の受理件数
イ　当署の受理状況
（ア）通報内容の概要
（イ）通報種別の割合
（２）警視庁防犯アプリ「デジポリス」
ア　機能と活用方法
（ア）各種防犯情報の発信
（イ）痴漢撃退機能、防犯ブザー
同機能を活用した検挙事例
（ウ）「ココ通知」
家族等に現在地を通知する機能
（エ）犯罪情報マップ
イ　広報啓発活動
（ア）各種キャンペーンの実施
（イ）防犯教室での紹介
2　警察署協議会からの意見要望等
デジポリスについて
（１）痴漢を撃退する機能や防犯情報の発信は非常に有効だと思うので、勤務先などでも勧めたい。
（２）良いアプリなので、利用者が増えるように広報啓発を推進してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 1 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 6 月 0 6 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 0 0 分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　3 名
内　容			

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員の了承を得た。

[業務説明]

１　取締り活動ガイドラインの見直しについて
（１）取締り活動ガイドラインとは
　違法駐車実態に応じ、重点的に取締り等を行う場所・時間帯を定めたもの
（２）ガイドライン見直しの趣旨
　駐車実態を分析して定期的に見直しを行い、ガイドラインに沿った公平かつメリハリのある違法駐車取締りを推進すること。
（３）駐車監視員とは
　警察署長の委託を受けた法人の下で地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどを行い、法律上の資格を要する（反則告知、金銭徴収はしない。）。
２　前回会議での要望に対する回答
「飲酒運転の撲滅に向けた酒類提供店舗に対する対策について」
（１）飲酒運転撲滅キャンペーン
ア　全庁的対策
　「飲酒させないＴＯＫＹＯキャンペーン」（毎年７月１日から１週間）
イ　当署の対策
　全庁的対策に加え、年末年始の忘年会・新年会シーズン等を捉えた対策を実施
（２）店舗に対する実施内容
ア　広報啓発グッズの配付
　ポスター、マグネットステッカー、ハンドサイン型ポップ、コースター等
イ　ハンドルキーパー確保の呼び掛け
（３）実施店舗の基準
　郊外型で駐車場のある酒類提供店舗を中心に、集客率の高いチェーン店等を対象に実施
（４）運行管理者部会との協働
　行楽・夏休み・忘年会シーズン等に、大型商業施設の駐車場でチラシや広報啓発品を配布し、広く都民に飲酒運転撲滅と交通安全を呼び掛け

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
（１）自転車ナビマーク・ナビラインについて
ア　意義
　自転車が通行すべき部分と進行すべき方向を明示する法定外表示
イ　目的
　道路交通法等に規定されている自転車の通行方法について、自転車・自動車運転者に対し分かりやすく周知し、実効性を高める。
ウ　効果
　平成２９年の都内のデータでは、自転車ナビマーク設置後６か月間で人身事故が９．８％減少
エ　管内の自転車ナビマーク設置状況
（ア）東村山市内は約１５ｋｍ、清瀬市内はけやき通り約１．５ｋｍに設置
（イ）都道（新青梅街道、府中街道、志木街道、所沢街道等）の設置総距離は一部未設置区間もあるが、１２．５ｋｍに達する。
（ウ）今後も道路幅員や交通量等を勘案し、路面補修等の際に設置を推進する。
オ　広報啓発
　企業や小中学校での安全教育、各種街頭キャンペーン、交通取締り時の指導等により広報啓発を推進している。
（２）スクールゾーン通行許可について
ア　スクールゾーン規制時間
（ア）小学校周辺
　通学時間帯の午前７時３０分から午前８時３０分

（イ）通勤道路、幼稚園の近隣等
午前７時から午前９時など通行状況に応じて設定
イ　通行許可証の交付
（ア）社会生活上やむを得ないと認められる車両には警察署長が通行を許可
（イ）交通状況や用途、目的等により、１年若しくは３年間の期間を設定し、通行許可証を交付
ウ　規制の趣旨と協力の依頼
時間帯を限定して通行車両を抑制し、通学児童の安全を確保するため、車両を特定して許可証を交付していることをご理解いただきたい。
（３）空き巣被害の発生状況について
ア　管内の発生件数（本年５月末現在）
窃盗事件２２０件のうち侵入盗は５件。侵入盗のうち空き巣被害は１件
イ　手口
工具を使用して窓ガラスを割って侵入し犯行に及んでいる。
ウ　防犯対策
窓ガラスへの防犯フィルム貼付、窓の外側への格子の設置、防犯カメラの設置が有効
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）自転車の安全対策にあわせて、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の対策について教えてほしい。
【回答】・管内にシェアリング事業者の把握はない。
・事業者による事業拡大や個人購入が促進された場合、走行実態を踏まえた上で、交通ルールの周知、指導取締り等の街頭活動を強化していく。
（２）空き巣等の犯行を抑止するため最も有効と思われる、警察官によるパトロールの頻度と基準等を教えてほしい。
【回答】　頻度について具体的な基準はなく、地域警察活動の強化を図るため、事件事故等の発生状況、地域の実態等を勘案して運用している。

[その他の意見要望等]

飲酒運転に対する年間の取締り件数等を教えてほしい。
【次回、具体的な件数等を回答予定】

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 4 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 3 月 1 2 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 0 0 分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

1　前回会議での要望に対する検討状況について
「所沢街道上の信号のある横断歩道又は横断歩道の設置」
（1）本部主管課と合同で現場を実査し、道路状況や交通状況を確認
（2）現在、付近の交通量、横断歩行者の需要、隣接する信号機との間隔等を踏まえ、信号機及び横断歩道の設置可否を調査検討中

2　各種交通違反に対応する切符について
（1）青切符（交通反則通知書）
ア　比較的軽微な違反をした場合に交付
通行禁止違反、一時不停止違反、携帯電話使用等違反、速度超過違反（一般道３０ｋｍ未満）等
イ　行政上の責任
違反に対応した行政点数が付され、一定期間に違反した点数の合計点により、免許停止処分や免許取消処分を受ける。
ウ　刑事上の責任
違反を認め反則金を納入した場合は、刑事上の責任を問われることはない。
（2）赤切符（告知書・免許証保管証）
ア　比較的重い違反をした場合に交付
無免許運転、酒気帯び運転、速度超過違反（一般道３０ｋｍ／以上）等
イ　行政上の責任
青切符と同様に行政点数が付され、免許停止処分や免許取消処分を受ける。
ウ　刑事上の責任
即決裁判や略式裁判の結果、罰金刑（場合によっては懲役刑）を受ける。
（3）点数切符（白切符）
ア　シートベルト着装義務違反、幼児用補助装置（チャイルドシート）使用義務違反等が対象
イ　反則金は無く、行政点数１点のみが付される。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）交通安全対策
ア　警視庁管内の違反（７種別）取締件数（令和４年）
飲酒運転、速度超過、交差点違反、座席ベルト装着義務違反、過積載、二輪車に対する指導取締り、自転車に対する指導警告取締り
イ　「横断ＳＡＦＥＴＹ　ＡＣＴＩＯＮ」
（ア）横断歩道を渡る前の車両運転者に対するアクション
①　顔を車両の方向に向ける
②　手を出して合図する
③　足を一歩踏み出す　等
（イ）車両運転者に渡る意思を伝える上記アクションの推奨
他府県では「歩行者ハンドサイン」と称した横断方法も推奨
ウ　自転車運転者講習制度
（ア）自転車の運転に関し、一定の危険行為を３年内に２回以上行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命令する制度
（イ）受講命令に従わなかった場合は５万円以下の罰金が科せられることがある。
（2）当署における少年犯罪事案等
ア　都内の非行少年の推移
（ア）非行少年の分類（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年）
（イ）平成２２年から減少傾向にあったが、令和５年は増加に転じた。
イ　当署の非行少年の検挙状況等

（ア）刑法犯及び特別法犯の検挙数
（イ）福祉犯事件の事例概要
ウ　当署の被害認知傾向
（ア）刑法犯事件
１１０番通報等のほか、学校からの相談事案を端緒とした認知が多い。
（イ）福祉犯事件（反倫理的な性交等）
児童養護施設職員の相談、少年の行方不明事案を端緒にした認知がある。
エ　不良行為少年の現状（令和５年）
（ア）当庁及び当署の深夜はいかい等で補導した不良行為少年の数
（イ）当署で補導した不良行為少年の内訳（深夜はいかい、飲酒、喫煙、その他）
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）飲酒運転の撲滅に向けた酒類提供店舗に対する注意・指導等について、どの様な対策をしているのか。
【次回、具体的対策等を回答予定】
（２）交通安全教育は、学校側からの要請で実施するのか。
【回答】現状は学校側からの依頼に基づき実施

[その他の意見要望等]

震災発生時に備えた装備資器材及び訓練状況について知りたい。
【回答】・　震災対策の交通規制用資器材を警察署のほか管内１２か所の倉庫にも保管し、発災時に活用して交通規制を実施する。
・　毎年９月１日と３月１１日に、信号滅灯に伴う警察官による手信号訓練を実施している。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 3 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 1 2 月 1 4 日　　午 後 0 2 時 5 0 分 ～ 午 後 0 4 時 0 0 分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

1　前回（令和５年第２回）会議での要望に対する回答
（１）「広報けいしちょう」の市報とあわせた全世帯への配布
ア　現在、同紙は都内大手新聞６社の朝刊に折り込んで新聞購読者に配布し、公共機関にも配布している。
イ　経費上昇に加え、新聞購読者が減少傾向にあることから、警視庁ホームページで閲覧してもらう「全面的デジタル化」の方向に進んでいる。
（２）電動キックボードに関する法改正の目的及び運転免許証が不要である理由
ア　法改正の目的
電動キックボード利用者と他の道路利用者の安全を確保するため
イ　運転免許不要の理由
（ア）性能上自転車と同程度の速度しか出ないことから運転免許を必要としない。
（イ）一方で、自走する乗り物であるため、原付免許取得年齢を考慮して、１６歳未満の者については運転が禁止されている。

2　各種交通規制に関する設置基準等について
（１）横断歩道の設置基準
ア　幹線道路では、目安として、横断歩道は約２００ｍの離隔を必要とする。
イ　そのほか、交通量、道路の幅員、カーブ、坂道等のさまざまな道路環境を勘案して設置する。
（２）信号機設置の必要条件
ア　ピーク時の往復交通量が、原則１時間で３００台以上、隣接する信号機との距離が原則１５０ｍ以上等の条件がある。
イ　実際は、交通量と既に設置されている信号機との調整、信号柱の建て位置の選定等、専門的かつ技術的な検討が必要となる。
（３）一時停止線設置の基準・要件
ア　設置基準
交差点通行の優先順位を明確にし、交通事故の未然防止、危険防止の措置を徹底させ、交差点及びその付近における交通の安全と円滑を図る。
イ　設置要件
（ア）屈折、勾配、道路工作物等により左右の見通しがきかない交差点
（イ）多岐交差点等その形状が複雑な交差点
等に設置している。
（４）居住者用車両を除く通行禁止について
ア　「居住者用車両」に該当する車両
（ア）規制区間内に住居、会社又は車庫がある車両
（イ）規制区間内の居住者宅等に訪問する車両
（ウ）区間内に目的地があるタクシー、宅配車両、訪問介護車両等
（エ）ゴミ回収車、郵便車両等の公共性の高い車両等
イ　「居住者用車両を除く通行禁止」
（ア）本来、居住地域内を近道等の理由で通り抜ける車両を通行禁止とする規制
（イ）通行できる対象車両の範囲がかなり広いこと等の理由により、現在では新規の設置はしていない。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（１）年末における「防犯対策」について
市報への特殊詐欺関連記事の掲載
ア　当署から東村山・清瀬両市役所に、市報への「年末に向けての防犯対策」記事の掲載を依頼。
イ　特殊詐欺に対する注意喚起と具体的被害防止対策についての記事が掲載。

（２）管内における大麻グミ等の薬物事犯について
ア　大麻グミに含まれる成分
ヘキサヒドロカンナビヘキソール（通称：ＨＨＣＨ）
イ　当署での検挙
（ア）９月、上記成分を含む薬物を摂取した被疑者を検挙。
（イ）被疑者は、摂取してすぐに気持ちが悪くなり、嘔吐し、動けなくなって救急要請したことで事案が判明。
ウ　薬物犯罪の情勢
（ア）最近の薬物事犯は、特に若年層による大麻事件が増加傾向にある。
（イ）Ｘ（旧・Ｔｗｉｔｔｅｒ）等のＳＮＳで簡単に購入できることが増加の要因と思われる。
（ウ）秘匿性の高いアプリで連絡し、郵送による売買が主なので、密売人の特定が極めて困難な状況にある。
エ　薬物の入手方法
（ア）スマホ等を利用してＳＮＳを経由し注文する。
（イ）手渡しに加えて、郵送でも入手可能。
（ウ）秘匿性の高い通信アプリ「テレグラム」を利用し、隠語を用いて売買のやりとりを行っている。

２　警察署協議会からの意見要望等
特殊詐欺被害防止対策について
（１）ＡＴＭコーナーで携帯電話の電波を遮断すれば、犯人に誘導されて振り込むことはなくなるのではないか。
【回答】組織的な働き掛けが必要であり、企業側の事情もあって実現に至ってないのが実情である。
（２）電話で、明らかに「詐欺だ」と思ったら、だまされたふりをした方がよいのか。
【回答】そのような状況になったら、直ちに１１０番通報していただき、犯人検挙に御協力をお願いしたい。
（３）先日、特殊詐欺関係の捜査で、警察の人が「駐車場を貸してほしい」と訪ねてきたが、このような場合に警察署に確認してもよいのか。
【回答】遠慮することなく、当該職員の所属警察署に連絡し、在籍確認等を行っていただきたい。

[その他の意見要望等]

新しい住宅地の交差点等で自転車の飛び出しを目撃するが、一時停止標識等があれば抑止されると思うので、設置を検討してほしい。
【回答】交通課が、関係部門と協議した上で対処する。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 2 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 1 0 月 0 3 日　　午 後 0 3 時 0 0 分 ～ 午 後 0 4 時 0 0 分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　2 名

内　容

会議に先立ち、会長退任に伴い、会長・副会長を互選した。

[業務説明]

1　電動キックボードについて
（1）本年７月１日から改正道路交通法の施行により、基準を満たした電動キックボードについては、１６歳以上であれば運転免許がなくても乗車可能となった。
（2）当署は、管内全域が実証実験区域に該当せず、現在でも管内に貸出ポートが一か所も設置されていないことから、改正道路交通法の施行後にも電動キックボードの走行は、ほとんど見られない状況にある。
2　特定小型原動機付自転車（時速２０キロ以下）の基本的なルール
（1）運転免許不要だが、１６歳未満は運転禁止である。
（2）交通違反者は、青切符が適用され反則金が課せられる。
（3）ヘルメットの着用は努力義務、ナンバープレートは必要であり、自賠責保険の契約も必要となる。
（4）特定小型原動機付自転車は、車道を通行しなければならない。
3　当署における今後の対策
（1）シェアリング事業者による事業拡大や個人による購入が促進された場合、走行実態を踏まえた上で、交通ルールの周知、指導取締りをはじめとした街頭活動を実施する。
（2）関係機関・団体・学校等と連携を図りながら、より効果的な広報啓発活動を展開する。
（3）状況に応じた各種対策を継続的に実施する。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）特殊詐欺被害発生状況及び対策について
ア　管内の被害発生状況（発生件数、認知件数等）
イ　被害認知額（東村山市、清瀬市）
ウ　被害の内訳（認知件数）
エ　被害の未然防止（件数、事例）
オ　固定電話対策の強化
ナンバーディスプレイ・ナンバーリクエストの普及促進、自動通話録音機の設置促進。
（2）令和５年全国地域安全運動に関する取組について
ア　目的
防犯協会をはじめとする関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化し、地域の防犯意識の浸透と定着を図り、もって、首都東京の安全安心の実現を図るもの。
イ　東村山市中央公民館において、「地域安全市民のつどい」を開催。
（3）防災無線の活用方法について
ア　防災無線局運用の根拠（東村山市の例）
東村山市防災行政無線局管理運用規定
イ　特殊詐欺や頻発していたアポ電強盗に対する注意喚起の広報を防災無線を活用し期間限定で依頼した。
2　警察署協議会からの意見要望等
還付金詐欺等の対策として、金融機関への被害防止対策の働き掛け等は行っているのか。
【回答】随時、働き掛けを行っており、多額の振込手続きを把握した際の通報もあるが、万全の対応に至っていないのが実情で、引き続き働き掛けを行っていく。

[その他の意見要望等]

1　電動キックボードについて、法改正の目的や運転免許が不要である理由を教えてほ

しい。
【回答】本部主管課等へ確認の上、次回、回答したい。
2　先日、『広報けいしちょう秋号』という特殊詐欺の実態等が書かれたチラシが新聞の折込みに入っていたが、新聞ではなく市報と一緒に全世帯に配布することはできないのか。
【回答】発行元の本部主管課等へ確認の上、次回、回答したい。また、今後もあらゆる広報の手段を検討していきたい。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 ０５ 年 度　　第 １ 回　　東村山警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 ０５ 年 ０６ 月 １３ 日　　午 後０２時００分 ～ 午 後０３時３０分		
開催場所	東村山警察署　講堂	出席者	協議会委員　　９ 名 署長ほか　　３ 名
内　容			

会議に先立ち、会長・副会長を互選した。
また、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

取締り活動ガイドラインの見直しについて
１　見直しの趣旨
２　放置駐車の確認及び標章の取付けを行う駐車監視員の活動
３　重点路線及び重点地域
等について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
（１）警察署協議会とは
　ア　基本的な考え方
　イ　警察署協議会の意義
　ウ　警察署協議会委員について
　エ　会議の開催について
（２）交通関連
　ア　交通規制について
　（ア）ゾーン３０とは
　　・　なぜゾーン（区域）なのか
　　・　どのような規制になるのか
　　・　どのような区域を「ゾーン３０」として整備しているのか
　（イ）交通規制標識の設置場所
　イ　自転車について
　（ア）自転車に対する警告・指導・取締り活動
　（イ）自転車安全利用五則
　（ウ）自転車レーンの設置効果等について
（３）「闇バイト」に対する緊急対策
　ア　強盗・特殊詐欺の認知件数
　イ　闇バイトの実態と緊急対策プラン策定の背景・目的
　ウ　警視庁及び東村山署の取組
　エ　各種キャンペーン、防犯講話等の実施状況
等について説明し、意見を求めた。
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）署長からの説明のとおり、今後も様々な取組をお願いしたい。
（２）今回は新任委員が多いため、以下について詳しい説明をお願いしたい。
　ア　警察署協議会委員の選出方法について
　（説明）地域の安全に関心が高く、人格・見識を備え、地域の実態に即した意見を述べられる方を公安委員会が委嘱している。
　イ　規制時間前にスクールゾーンへ進入し、規制時間内に走行した場合について
　（説明）通行禁止違反に該当するが、スクールゾーン内に居宅・駐車場・職場等がある場合、申請すれば通行許可証を交付できるため、交通課へ問合せてほしい。
　ウ　自転車レーンの幅について
　（説明）道路状況により異なるが、基本的には十分な幅員のある道路に設置し、１．５メートル以上の幅は確保されている。
　　当署管内では、さくら通りに自転車レーンが設置されている。
　エ　高齢者に対する特殊詐欺被害防止対策について
　（説明）固定電話での会話が被害の端緒となることから、留守番電話を設定し、知らない人からの電話には出ないことを推奨している。
　　特に、７０歳以上の方でＮＴＴを利用中の方に、無料のナンバーディスプレイ等の設定を推進しているほか、自治体が行っている自動通話録音機

の利用推進を働き掛けている。

[その他の意見要望等]

委員から「道路交通法等の法令が改正される際は、どのように周知されるのか。」との質問があり、「法令改正の際は、署員への教養等を徹底し、市民の皆さんには、各種キャンペーン等の機会を通じて広報啓発活動を実施している。」旨を説明した。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。